

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,607,040
計	2,607,040

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年12月25日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	648,343	648,343	東京証券取引所新興企業 市場(マザーズ)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、当社は単元株制度は採用していません。
計	648,343	648,343	-	-

(注) 1 当社は単元株制度は採用していません。

2 「提出日現在発行数」欄には、平成21年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は次のとおりであります。

株主総会の特別決議(平成16年12月18日)

	事業年度末現在 (平成21年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	4,530	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,060 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 207,873 2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月19日～ 平成23年12月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 207,873 資本組入額 103,937	同左
新株予約権の行使の条件	3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	4	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

株主総会の特別決議(平成17年12月18日)

	事業年度末現在 平成21年9月30日	提出日の前月末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	6,095	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,095 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 269,000 2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年12月19日～ 平成27年12月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 269,000 資本組入額 134,500	同左
新株予約権の行使の条件	3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	4	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、対象者に付与される新株予約権により発行される株式の数は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。

調整後の株式の数 = 調整前の株式の数 × 株式分割・株式併合の比率

2 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合、次の算式により発行価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}$$

調整後発行価額 = 調整前発行価額 ×

$$\frac{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

3 (1) 対象者が、権利行使時においても当社及び当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。

(2) 対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。

(3) 新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。

- (4) 新株予約権の一部を行使することができる。
- (5) 前各号の他、権利行使の条件については、当社と対象者との間で個別に締結する新株予約権付与に関する契約に定めるところによる。
- 4 新株予約権の譲渡は、取締役会の承認を要するものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成16年11月19日 (注) 1	162,940	325,880		6,591		1,637
平成16年10月1日～ 平成17年9月30日 (注) 2	1,862	327,742	39	6,591	39	1,677
平成17年11月18日 (注) 1	327,742	655,484		6,591		1,677
平成17年10月1日～ 平成18年9月30日 (注) 2	3,940	659,424	131	6,722	131	1,809
平成18年10月1日～ 平成19年9月30日 (注) 2	800	660,224	23	6,746	23	1,832
平成20年9月30日 (注) 3	13,185	647,039		6,746		1,832
平成19年10月1日～ 平成20年9月30日 (注) 2	1,304	648,343	25	6,771	25	1,858

(注) 1 1株を2株に分割したことに伴う発行済株式総数の増加であります。

2 新株予約権の行使による増加であります。

3 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

平成21年9月30日現在

区分	株式の状況								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	18	23	147	124	12	28,494	28,818	-
所有株式数 (単元)	-	128,086	6,042	6,324	157,687	62	350,142	648,343	-
所有株式数 の割合 (%)	-	19.75	0.93	0.98	24.32	0.01	54.01	100.00	-

(注) 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の失念株式が139株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
藤田 晋	東京都港区	162,332	25.04
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	38,192	5.89
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	28,674	4.42
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	26,872	4.14
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OMO4(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA(東京都中央区日本橋3丁目11 -1)	23,909	3.69
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A.LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT(常任代理人 株式会社みずほコーポレート 銀行兜町証券決済業務部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND(東京都中央区月島4丁 目16-13)	14,797	2.28
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM(東京都千 代田区丸の内2丁目7-1)	11,840	1.83
第一生命保険相互会社特別勘定 年金口	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	8,302	1.28
資産管理サービス信託銀行株式 会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイ ランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	7,453	1.15
日高 裕介	東京都港区	7,308	1.13
計	-	329,679	50.85

(注)1. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は36,859株であり、それらの内訳は投資信託設定分24,441株、年金信託設定分は12,418株となっております。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数はありません。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は26,402株であり、それらの内訳は、投資信託設定分23,946株、年金信託設定分は2,456株となっております。

資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は7,453株であり、それらはすべて投資信託設定分となっております。

2. 中央三井トラスト・ホールディングス株式会社から平成21年8月7日付け、日興シティホールディングス株式会社から平成21年8月26日付け、フィデリティ投信株式会社から平成21年9月4日付けで大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
中央三井トラスト・ホールディ ングス株式会社	東京都港区芝3丁目33番1号	32,913	5.08
日興シティホールディングス株 式会社	東京都千代田区丸の内1-5-1 新丸の内ビルディング	15,329	2.36
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	45,891	7.08

なお、フィデリティ投信株式会社より変更報告書が提出され、平成21年12月16日時点における当社株式の所有数は、89,694株(所有割合13.83%)、プラチナム・インベストメント・マネージメント・リミテッド(Platinum Investment Management Limited)より大量保有報告書が提出され、平成21年12月16日時点における当社株式の所有数は、32,577株(所有割合5.02%)、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社より変更報告書が提出され、平成21年12月22日時点における当社株式の所有数は、23,963株(所有割合3.70%)になっ

ている旨の報告を受けております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 648,343	648,204	権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	648,343	-	-
総株主の議決権	-	648,204	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の失念株式が139株含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の失念株式に係る議決権の数139個が含まれておりません。

【自己株式等】

該当事項はございません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社及び子会社の取締役及び従業員に付与しております。なお、第7回につきましては、平成16年12月18日開催の定時株主総会において決議され、平成17年3月22日付をもって当社取締役及び従業員ならびに子会社取締役及び従業員に付与された新株予約権であります。また、第8回につきましては、平成17年12月18日開催の定時株主総会において決議され、平成18年4月13日付をもって当社取締役及び従業員ならびに子会社取締役及び従業員に付与された新株予約権であります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

< 第7回 >

決議年月日	平成16年12月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 / 当社従業員58名 子会社取締役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

< 第 8 回 >

決議年月日	平成17年12月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 / 当社従業員 76名 子会社取締役 3名 / 子会社従業員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上とともに、業績に連動した配当を継続的に実施していきたいと考えております。具体的には、連結当期純利益から特別損益及び繰越欠損金による税金控除分等の特殊要因を除いた額の30%を目安とし、財務の健全化、将来の事業展開の為に内部留保等を総合的に勘案して決定してまいります。

当社は、期末配当として年1回、剰余金の配当を行うことを基本方針としております。この剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり1,000円の配当を実施することを決定しました。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化と積極的な事業展開のための備えとしていくことといたします。

当社は「取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成21年12月18日 定時株主総会決議	648	1,000

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月
最高(円)	527,000 263,500	351,000	164,000	176,000	120,300
最低(円)	302,000 151,000	102,000	37,100	48,250	36,500

(注) 1 最高・最低株価は東京証券取引所新興企業市場(マザーズ)におけるものであります。印は、株式分割権利落ち後の株価であります。

2 平成16年11月19日付、平成17年11月18日付でそれぞれ普通株式1株を2株へ分割しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	65,300	79,700	98,600	105,000	102,100	120,300
最低(円)	51,600	59,300	67,500	78,200	86,300	88,500

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所新興企業市場(マザーズ)におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	CEO (最高 経営責任 者)	藤田 晋	昭和48年5月16日生	平成9年4月 平成10年3月 平成18年4月 平成19年11月 平成20年3月	株式会社インテリジェンス入社 当社設立、代表取締役就任(現任) 株式会社サイバーエージェント・ インベストメント取締役就任(現 任) 株式会社アマーバックス新社代 表取締役就任(現任) 株式会社ブーベガール取締役就任 (現任)	注1	162,332
専務取締役	COO (最高 執行責任 者)	西條 晋一	昭和48年6月10日生	平成8年4月 平成12年3月 平成15年9月 平成16年12月 平成18年4月 平成18年4月 平成21年9月	伊藤忠商事株式会社入社 当社入社 株式会社シーイー・キャピタル (現 株式会社サイバーエージェ ントFX)代表取締役就任(現任) 当社取締役就任 株式会社サイバーエージェント・ インベストメント代表取締役就任 (現任) 当社専務取締役就任(現任) 株式会社ジークレスト代表取締 役就任(現任)	注1	121
専務取締役	メディア 事業管轄	日高 裕介	昭和49年4月2日生	平成9年4月 平成10年3月 平成14年12月 平成19年11月 平成20年1月 平成20年12月 平成20年12月 平成21年5月	株式会社インテリジェンス入社 当社設立、常務取締役就任 当社専務取締役就任(現任) 株式会社アマーバックス新社取 締役就任(現任) 株式会社CyberCasting&PR取締 役就任(現任) 株式会社ウエディングパーク取締 役就任(現任) 株式会社マイクロアド取締役就任 (現任) 株式会社サムザップ取締役就任 (現任)	注1	7,308
常務取締役	経営本部 管轄	中山 豪	昭和50年11月2日生	平成10年4月 平成11年8月 平成13年11月 平成15年5月 平成15年12月 平成18年4月	住友商事株式会社入社 当社入社 株式会社アクシブドットコム(現 株式会社ECナビ)取締役就任(現 任) 当社経営本部経営本部長就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任(現任)	注1	988
取締役	技術部門 管轄	宇佐美 進 典	昭和47年10月12日生	平成8年4月 平成11年10月 平成14年9月 平成17年12月	株式会社トーマツ・コンサルティ ング入社 株式会社アクシブドットコム(現 株式会社ECナビ)取締役COO就任 株式会社アクシブドットコム(現 株式会社ECナビ)代表取締役CEO就 任(現任) 当社取締役就任(現任)	注1	49

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	広告代理 事業(グ ループ) 管轄	高村 彰典	昭和49年4月5日生	平成9年4月 興和株式会社入社 平成11年1月 当社入社 平成17年7月 株式会社フラウディア・コミュニ ケーションズ取締役就任(現任) 平成17年12月 当社取締役就任(現任) 平成18年4月 株式会社サイバー・バズ取締役就 任(現任) 平成18年4月 株式会社シーエー・エイチ取締役 就任(現任) 平成19年4月 株式会社CAテクノロジー取締役就 任(現任) 平成20年6月 株式会社サイバーエージェント・ アドマネジメント代表取締役就任 (現任) 平成21年4月 株式会社ウェブリアル取締役就任 (現任) 平成21年4月 株式会社CyberZ取締役就任(現任)	注1	381
取締役	人事本部 管轄	曾山 哲人	昭和49年10月1日生	平成10年4月 株式会社伊勢丹入社 平成11年4月 当社入社 平成16年10月 当社インターネット広告事業本部 統括就任 平成17年7月 当社人事本部人事本部長就任(現 任) 平成19年6月 株式会社サイバーエージェントウ ィル代表取締役就任(現任) 平成20年12月 当社取締役就任(現任)	注1	515
取締役	インター ネット広 告事業本 部管轄	岡本 保朗	昭和50年8月7日生	平成12年4月 当社入社 平成18年4月 当社インターネット広告事業本部 統括就任 平成19年4月 当社インターネット広告事業本部 統括本部長就任(現任) 平成19年4月 株式会社CAテクノロジー取締役就 任(現任) 平成20年6月 株式会社サイバーエージェント・ アドマネジメント取締役就任(現 任) 平成20年12月 当社取締役就任(現任)	注1	144
常勤監査役		塩月 燈子	昭和48年1月9日生	平成8年4月 日本航空株式会社入社 平成11年10月 公認会計士第二次試験合格 平成12年7月 当社監査役就任(現任)	注2	48
監査役		堀内 雅生	昭和44年11月13日生	平成4年4月 日本インベストメント・ファイナ ンス株式会社(現 大和S M B Cキ ャピタル株式会社)入社 平成7年4月 株式会社インテリジェンス入社 平成10年3月 当社監査役就任(現任) 平成21年4月 株式会社USEN内部統制室長就 任(現任)	注2	304
監査役		沼田 功	昭和39年6月13日生	昭和63年4月 大和証券株式会社入社 平成12年7月 ファイブアイズ・ネットワークス 株式会社代表取締役就任(現任) 平成12年12月 当社監査役就任(現任)	注3	319
計						172,509

- (注) 1 平成20年12月19日開催の定時株主総会終結の後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
- 2 平成18年12月20日開催の定時株主総会終結の後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

- 3 平成19年12月20日開催の定時株主総会終結の後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
- 4 監査役堀内雅生氏及び沼田功氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社グループは、グループ企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置付け、(1)透明な経営、(2)強固な管理体制、(3)アカウンタビリティを果たすため、多様な施策を実施しております。また、ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、法令のみならず社会規範の遵守及び企業倫理の確立と徹底を目的とした行動規範を定め、役職員等に対し遵守を求めています。

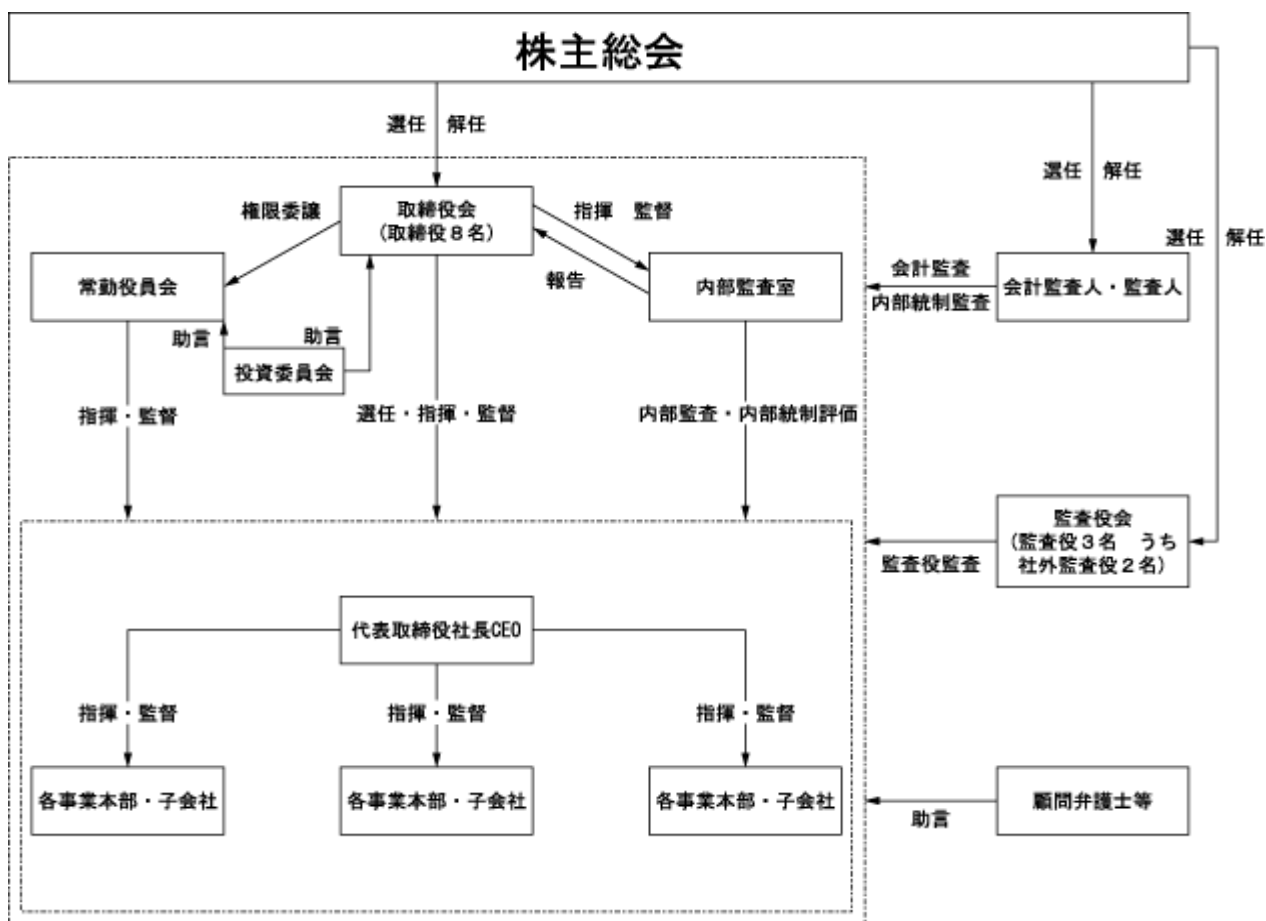
取締役会においては、独立性の高い社外監査役2名が出席し、積極的に意見陳述を行うことにより、公正な意思決定が下されるよう、牽制を働かせております。また、当社グループは監査役会制度を採用し、各監査役が取締役の業務執行の適法性を監査しております。さらに、株主及び投資家に対する公平でタイムリーな情報提供、そして透明な経営を実現するため、積極的且つ迅速な情報開示をおこなっております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ．会社の機関の基本説明

当社は、取締役会及び監査役会設置会社であります。当社では、定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会には各取締役のほか、独立性を保持した監査役も出席し、重要な業務執行に関する意思決定を監督しております。監査役会は、非常勤監査役2名（両名共に社外監査役）、常勤監査役1名で構成され、原則として月に1回定期監査役会を開催し、常時取締役の業務執行状況の監査を行っております。

ロ．会社の機関及び内部統制システムの模式図は以下のとおりであります。



※この模式図は、当社のコーポレートガバナンス状況につき、簡素化したイメージとして表記しております。

八．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、コーポレートガバナンスにおける中核的な機能として、内部統制システムの充実を目指しており、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、またその他会社の業務の適正を確保するため、以下のとおり内部統制システムを整備しております。

()取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、取締役会により全社的に統括する責任者が取締役の中から任命され、文書取扱規程、機密情報取扱規程、個人情報保護規程、インサイダー情報管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的記録により、保存しております。

()損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理につき、緊急時対応規程において具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備しております。また、内部監査室は、内部監査規程に基づき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的に取り締役会に対してリスク管理に関する事項を報告しております。

()取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性につき、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標を担当取締役が定め、定期的に管理会計手法を用いて目標の達成をレビューし、結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保するシステムを採用しております。

()取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを経営本部が行い、必要に応じて社内教育、研修を実施しております。また、内部監査室は、監査役会と連携し、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監査を定期的に行い、取締役会に報告しております。

()株式会社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、担当取締役に対し、数値目標を定め、リスクを管理し法令順守体制を構築する権限と責任を与えており、経営本部はこれらを横断的に推進し、管理しております。また、関係会社管理規程を設け、一定の重要事項及びリスク情報に関しては、当社取締役会に対して、事前に報告することを義務づけており、そのうち一定の事項に関しては取締役会の付議事項としております。

()監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制 監査役会は、内部監査室所属の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができます。

()前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助者の人事異動につき、監査役会の意見を尊重するものとしております。

()取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

取締役、経営本部及び内部監査室は、以下の重要事項を定期的に常勤監査役に報告するものとし、監査役会において、当該報告を提出しております。

- 1) 重要な機関決定事項
- 2) 経営状況のうち重要な事項
- 3) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 4) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
- 5) 重大な法令・定款違反
- 6) その他、重要事項

()その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は業務執行取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができると共に、

代表取締役社長、監査法人、法律顧問と意見交換等を実施しております。

ニ．内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、内部監査室（３名）が行っております。具体的には、社内プロジェクト及び当社グループ各社が、法令、定款、社会規範、社内規程、ならびに業界団体の定めるガイドラインに従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、監査役会との相互協力の上、書類の閲覧及び実地調査しております。内部監査室は、四半期毎に複数の部署及び当社グループ各社に対して内部監査を行い、内部監査報告書を作成し、取締役会に対し報告を行っております。改善命令を受けた被監査部門の管掌取締役は、遅滞無く必要な措置を講じており、内部監査室は内部監査終了後１年以内に改善状況の実地確認を行い、問題発生の未然防止を図っております。また当社は、高いレベルでのコンプライアンス経営を実現するため、弁護士と顧問契約を締結しております。

監査役は、内部監査室と定期的にミーティングを行い、内部監査の実施状況及び監査結果について報告を受けるとともに、内部監査の実施計画、具体的実施方法、業務改善策等に関し、意見交換を行っております。また、監査役は、社内各部署及びグループ企業各社の監査にあたり、内部監査室と連携して、取締役・使用人からの事情の聴取、書類の閲覧、実地調査等を行っております。

さらに、監査役は会計監査人と中間決算時及び年度末決算時に会合をもち、監査計画、監査実施状況等について報告および説明を受け、必要に応じて適宜情報交換を行うこと等により相互に連携して監査を実施し、監査の品質向上・効率化、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めております。

ホ．会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約及び四半期財務諸表に対する意見表明業務契約を締結し、会社法ならびに金融商品取引法に基づく監査、および四半期財務諸表に対する意見表明を受けております。当連結会計年度における当社の監査体制は以下のとおりであります。

- ・会計業務を執行した公認会計士の氏名
指定社員 業務執行社員 吉村 孝郎
指定社員 業務執行社員 早稲田 宏
- ・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 ６名、 その他 ６名

ヘ．社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、独立性の高い社外監査役２名が監査を実施しており、社外からの経営監視という点では十分に機能する体制が整っていると考えられるため、社外取締役は選任しておりません。当事業年度末日現在、社外監査役２名選任しております。社外監査役である堀内雅生氏及び沼田功氏との間に特筆すべき利害関係はありません。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、経営本部及び当社グループ各社のリスク担当が連携し、リスク管理体制の強化、推進に努めております。具体的な方法として、緊急時対応規程において、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備しております。また、内部監査室は、内部監査規程に基づき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告しております。

役員報酬の内容

当連結会計年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬の内容は以下のとおりです。

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	9人	276百万円	取締役報酬限度額は平成15年12月15日の第6回定時株主総会決議により、年額400百万円以内となっております。
監査役 (うち社外監査役分)	3人 (2人)	12百万円 (4百万円)	監査役報酬限度額は平成10年3月17日の創立総会決議により、年額30百万円以内となっております。
合計 (うち社外役員)	12人 (2人)	289百万円 (4百万円)	

- (注) 1 上記取締役の支給人員及び支給額には、平成20年10月3日付で辞任した1名を含んでおります。
2 役員報酬は、当社役員に対して当社及び当社連結子会社が支払った役員報酬の合計を記載しております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

責任限定契約の内容の概況

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議をもって、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	44	-	59	-
連結子会社	81	10	111	15
合計	125	10	170	15

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社では、監査公認会計士等と協議した上で、当社の規模・業務の特性等に基づいた監査日数・要員数等を総合的に勘案し決定しております。